

研究推進委員会（研究プロジェクト推進小委員会）
学会主導型研究プロジェクト推進制度運用内規（案）

1. 制度の目的

学会主導型研究プロジェクト推進制度は、認知行動療法のエビデンスの蓄積、実践家の質保証や社会実装の推進といった、日本認知・行動療法学会が目的とする活動に対して先進的な取り組みを行っていくために、本学会がリーダーシップをとって国の大型公的研究資金等の獲得を提案することを通して、研究を推進していくことを目的とする制度である。

2. 制度の概要

専門協力委員、研究推進委員、理事等は、本制度の目的に資する公的研究資金を常に確認し、応募可能な研究費があれば研究推進委員会を中心に応募可能性を検討する。応募は会員よりプロジェクトリーダー（PI：Principal investigator）を募り、PIと学会が相談しながらプロジェクトチームを構成して応募を行う。

研究実施に当たっては、学会のさまざまな人的リソースやネットワークを有効に活用しながらPI、研究推進委員会、理事会が連携しながら推進し、その成果を、学会内外に広く公表するとともに、国に対する政策提言や社会啓発につなげていく。

3. 申請手続

(1) 公募申請の提案

専門協力委員、研究推進委員、理事等は、学会の社会貢献に資する研究シーズについて日頃から関心を持ちながら、大型公的資金（国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、厚生労働科学研究費補助金、文部科学省科学研究費助成事業、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）など）の公募状況を確認しておき、学会主導型研究プロジェクトとして応募可能な、あるいは応募すべきテーマがある場合には、研究推進委員会委員長に提案する。

その際、PI候補者としてふさわしい会員1～3名程度もあわせて推薦することが望ましい。

なお、プロジェクトの目的達成および運営負担の適正化の観点から、同一期間に並行して実施するプロジェクト数は、原則として2件を上限とする。

(2) 理事会の承認とPIの決定

研究推進委員長は、提案された公募に申請するための研究プロジェクトについて、研究推進委員会にて実現可能性を検討するとともに、理事会と相談しながらプロジェクトの立ち上げの是非を検討する。

なお、PI の選出に関しては、専門協力委員等からの推薦の他、web ページの会員専用ページ等で会員にプロジェクトを検討している旨周知した上で、PI の公募も並行して実施する。

研究推進委員長は、これらの情報を総合的に検討した上で、ふさわしい PI を理事会に提案し、承認を得る。

承認が得られたなら、研究推進委員長は PI 候補者に就任を打診する。

(3) 研究課題の申請

PI は、研究プロジェクトを担う中核メンバーを選任し、研究プロジェクトチームを構成し、研究計画の立案を行い、申請書の作成を進める。

この時 PI は、定期的に研究プロジェクト小委員会（以下、小委員会）に進捗状況を報告し、学会主導の研究プロジェクトとしての妥当性や実現可能性を念頭に研究計画を検討する。この他、学会のリソース（マンパワー、フィールド、ネットワーク等）をどのように活かすかも併せて検討し、申請書にもそれを反映させる。

(4) 研究課題の採否決定後

PI は、研究費の採否が確定した場合には、速やかに研究プロジェクト小委員会へ報告するものとする。不採択となった場合には、研究費再申請の意向や予定についても併せて報告する。

研究費の採択前または不採択の場合には、当該プロジェクトを準備段階と位置づけ、研究プロジェクト小委員会は必要に応じて助言を行うものとする。この期間中は定期的な進捗報告義務は課さない。PI は、当該研究課題について新たな研究費への応募を予定する場合には、速やかに研究プロジェクト小委員会へ報告するものとする。

小委員会は年 1 回を目安に、研究費再申請の予定およびプロジェクトの継続可否等について確認を行う。また、研究継続の意思はあるが研究再申請の予定がない場合、小委員会から研究費申請への促しを行う。なお、研究費を採択するまでのプロジェクトの期間は、3 年間とする。

(5) 研究の開始

申請が採択されたら、会員に研究プロジェクトを広く広報し、研究プロジェクトへの参画希望者を募り、最終的なプロジェクトチームのメンバーを確定する。

PI がメンバー構成を再度検討し、小委員会が調整を行い、理事会の承認を得て最終決定とする。

(6) 相談・助言

研究遂行にあたり懸案事項が生じる際には、PI は適時世話役および研究評価委員に

報告・相談することが出来る。世話役は小委員会において相談内容について審議し、PI に助言を行う。さらに大きな決定を必要とする場合には、研究推進委員長を通じて理事会に報告・相談することが出来る。

4. 世話役の配置

採択された研究プロジェクト（採択者）に対し、小委員会は、「世話役」を1名配置する。研究推進委員長は、研究推進委員会学会主導型研究プロジェクト委員の中から、当該委員の専門性等を勘案のうえ、世話役を選任する。研究プロジェクトチームに学会主導型研究プロジェクト委員が含まれる場合は、当該委員が世話役を務めるものとする。世話役の役割は、研究プロジェクトと小委員会との橋渡し役であり、PI 及び研究プロジェクトチームと適宜情報交換を行いながら、小委員会及び研究推進委員長に情報を共有する。研究プロジェクトおよび世話役は、検討すべき事項がある場合には、小委員会における検討を求めること、及び必要に応じて研究推進委員長を通して理事会に報告し、助言を得ることが出来る。

5. 研究評価委員

研究の実施準備が整った時点で、研究推進委員長は、専門協力委員の中から「研究評価委員」を数名選任する。研究推進委員長は、専門協力委員の中から研究評価委員を数名選定し、ワーキンググループの承認を得て委嘱する。研究評価委員の選任にあたっては、当該研究との利益相反の有無を確認し、独立性および専門性を踏まえて構成するものとする。

次の各号に該当する者は、原則として研究評価委員に選任しない。

- (1) 当該研究の研究プロジェクトチームに属する者
- (2) PI と現在共同研究を行っている者
- (3) その他、評価の公正性を損なうおそれがあると認められる者

研究評価委員は、研究プロジェクトの進捗、予算執行、倫理的配慮等、研究の妥当性、公正性、学術性などを確認し、小委員会に各年度末に報告する。

なお、研究評価委員に報酬を支払うことが妥当と考えられる業務が発生した場合には、PI と相談の上、採択された研究費から支出する。

6. 倫理審査

原則として研究遂行に関わる倫理審査は、PI の所属する機関、またはPI が妥当と考える倫理審査機構の承認を受けることとする。

7. 研究活動の公開

研究プロジェクトチームは、研究の実施状況や成果を年次大会、認知行動療法研究、学

会 Web ページなどに報告するとともに、研究完了後は、速やかに学術論文として投稿することとする。また、研究成果をどのように社会実装するかのも具体策を検討し、理事会に提言することとする。

8. 研究成果物の取扱い

知的財産権の対象となる研究成果物に係る知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。著作権については、著作権法第 27 条及び同法第 28 条に定める権利を含む。）は、原則として、研究実施者（研究メンバーを含み、PI に限らない。）に帰属し、その持分は研究実施者の協議の上定めるものとする。ただし、当該研究成果物につき、学会による一定の貢献があるものと考えられる場合、学会は、その貢献の程度に応じた相当な持分を主張することができる。この場合、研究実施者及び学会は、知的財産権の持分を協議の上定めるものとする。

なお、研究実施者は、当該研究成果物を発表等する場合には、学会の支援を受けていることを明示しなければならない。

附 則

本内規は、2 年を目処に実体と照らし合わせた見直しを行い、必要に応じて改訂を行うものとする。

附 則

- 1 この基本規程の変更は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

以上